

## 令和元年度 「健康づくり協力店」 調査・登録事業実施要領

### 1. 目的

市民の健康づくり推進及び意識の高揚を図るため、市内飲食店・各種店舗・販売所等において、地域の健康づくり拠点として、健康づくり・食育推進に関する情報発信や健康の保持・増進に有効な活動等に協力できる者（店舗等）を調査し登録する。

### 2. 実施主体

調査・支援：健康づくりをすすめる会 in みさと（以下「MHP」という。）

登録、管理：三郷市健康推進課（以下「健康推進課」という。）

支援：三郷市地域活動栄養士会（以下「地域活動栄養士会」という。）

### 3. 主管課

三郷市健康推進課

### 4. 事業内容

市民の健康づくり推進のため、地域の健康づくり拠点として、健康づくり・食育推進に関する情報発信や健康の保持・増進に有効な活動等に協力できる者（店舗等）を調査し、「健康づくり協力店」として登録する。なお、調査・登録対象及び登録に関する具体的な内容等については、次項（1）「健康づくり協力店」調査・登録対象及び登録の要件による。

#### （1）「健康づくり協力店」調査・登録対象及び登録の要件

##### 【調査・登録対象】

市内に店舗・販売所等を有し、営業を行っているもの

##### 【登録の要件】

次の1) から4) のいずれかの要件を実施することができるもの

#### 1) 健康増進や食育等の推進に関する情報発信ができる

- 例) ・ウオーキングマップ等の健康情報が掲載された冊子・情報誌が配布できる
- ・栄養情報（別紙1「外食料理の栄養価一覧表」）が掲示できる

#### 2) 市民の健康保持・増進に有効な活動に協力できる

- 例) ・禁煙・分煙対策ができる
- ・「すこやかみさと健康オアシス」（熱中症予防協力店）として店舗内が利用できる
- ・専門的なアドバイスや相談ができる
- ・なごめる場所が提供できる

#### 3) 栄養価の表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーの対応等ができる

- 例) ・提供しているメニューのエネルギー（カロリー）、たんぱく質、脂質、塩分等が表示できる
- ・ヘルシーメニュー（基準は別紙2「ヘルシーメニュー基準」）が提供できる
- ・ヘルシーオーダー（量、味付け、アレルギー、乳幼児・高齢者への対応等）の対応ができる

#### 4) 地産地消（地元の産物を地元で消費する）の推進に協力できる

- 例) ・三郷市産の野菜を利用し、料理の提供ができる
- ・三郷市産の野菜販売ができる

- ※注 ①飲食店・各種店舗・販売所等は当該事業の実施にあたり責任者（担当者）を定めること
- ②希望により地域活動栄養士会から栄養価計算やヘルシーメニューの提案、ヘルシーオーダーの提案等の支援を受けることができる。なお、地域活動栄養士会への依頼は健康推進課が行う

(2) 「健康づくり協力店」登録の届出

「健康づくり協力店」の登録を希望し、前項（1）の調査・登録対象に該当、且つ登録の要件を実施することができる飲食店・各種店舗・販売所等は、別紙様式1により健康推進課長あてに登録の届出をする。なお、登録にあたっては、別紙様式2-2により登録に必要な要件等の調査を受けるものとする。

(3) 「健康づくり協力店」の調査及び報告

MHPは、別紙様式1により登録の届出があった者（店舗等）について、別紙様式2-2により登録に必要な要件等を調査し、調査内容を別紙様式2-1及び別紙様式2-2を健康推進課へ提出し報告する。

(4) 「健康づくり協力店」の登録

健康推進課は、前項（3）の報告内容が前項（1）「健康づくり協力店」の調査・登録対象であり、登録の要件が実施可能であると確認できた者(店舗等)を「健康づくり協力店」に登録する。また、登録証として別紙様式3の「健康づくり協力店」登録通知書及び登録ステッカーを交付する。

(5) 「健康づくり協力店」の登録期間

健康づくり協力店の登録期間は5年間とする。ただし、更新を希望する「健康づくり協力店」は、当該年度末の2か月前までに別紙様式4を健康推進課またはMHPへ提出する。

(6) 「健康づくり協力店」の更新登録

健康推進課は「健康づくり協力店」の登録者（店舗等）から別紙様式4の届出を受けた場合、登録要件の実施が継続可能であるか確認を行う。登録要件の確認ができた後、「健康づくり協力店」の更新登録を行い、別紙様式7の登録の更新通知書を通知する。

(7) 「健康づくり協力店」の内容変更

健康づくり協力店は、表示内容に変更があった場合、別紙様式5を健康推進課、またはMHPへ提出する。

(8) 「健康づくり協力店」の登録の取り消し

健康推進課は、「健康づくり協力店」から別紙様式6により登録の取り消しの申し出があったとき、または次の①から③に該当した場合は、「健康づくり協力店」の登録を取り消すことができるものとする。また、登録を取り消した場合「健康づくり協力店」は、すみやかに健康推進課に登録ステッカーを返納するものとする。

①食品衛生法等の行政処分を受けた場合

②健康情報等の過大広告や栄養成分表示の偽装などの問題が生じた場合

③その他「健康づくり協力店」としてふさわしくないと健康推進課長が判断した場合

(9) 「健康づくり協力店」との話し合い及び健康づくり活動への協力

健康推進課及びMHP会長は、地域の健康づくり推進のため、必要に応じて「健康づくり協力店」と話し合いを行い、健康づくり拠点として各種会議・イベント等への参加・協力依頼をするものとする。

(10) 「健康づくり協力店」からの申し出等の報告について

MHPは、「健康づくり協力店」から前項(5)(7)(8)に関する申し出及び状況を把握し確認したときは、別紙様式4から7を健康推進課へ提出する。

5. その他

この要領に定めのない事項については、健康推進課及びMHP並びに「健康づくり協力店」と協議の上、処理するものとする。